

1 丁		法務省				氏名		古田佑紀	
年	月	出生地	現住所	出生年月日	昭和一七年四月八日	旧氏名	項	序	名
四一	九	三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会					
四二	三		東京大学法学部卒業						
四五	四	一	司法修習生を命ずる						
四四	四	七	司法修習生の修習終了						
四五	八		検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する						
四五	三	二七	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する						
四七	七	七	アメリカ合衆国に出張を命ずる	法務省	最高裁判所	リ			
一二	一		出張期間は昭和四五年七月一五日から同四七年七月一四日までとする アメリカ合衆国へ出張期間変更	リ	リ	リ			
		札幌地方検察庁検事に配置換する		リ	リ	リ			
		法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する		リ	リ	リ			



年 月 日 事 項

古 田 佑 紀

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する  
昭和五七年九月三日 ドイツ連邦共和国、スイス、スウェーデン、フランス、ベルギー連合

王国へ出張を命ずる

出張期間は昭和五七年九月一八日から同年一〇月七日までとする

法務審議会幹事に併任する  
昭和五八年九月一〇日法務省刑事局参事官に充てる  
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする

昭和五九年年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する

併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする

昭和六〇年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する  
併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする検察官特別考試審査会臨時委員に併任する  
併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとするオランダ、連合王国、デンマーク、西ドイツへ出張を命ずる  
出張期間は昭和六〇年七月八日から同月二〇日までとする

3 丁

法務省  
昭和五七年九月三日  
法務審議会幹事に併任する昭和五八年九月一〇日  
法務省刑事局参事官に充てる検察官特別考試審査会臨時委員に併任する  
併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする昭和五九年年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する  
併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする昭和六〇年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する  
併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする検察官特別考試審査会臨時委員に併任する  
併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとするオランダ、連合王国、デンマーク、西ドイツへ出張を命ずる  
出張期間は昭和六〇年七月八日から同月二〇日までとする

法務省				年	月	日	事項	法務省
4	丁	平成元	二	昭和六〇	九	二〇	民事行政審議会幹事に併任する	古田佑紀
五	〃	四	三	六一	一	四	昭和六一年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	
一	一一	二六	五	六二	六	一	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	
				〃	九	二〇	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
				〃	八	一七	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	
				〃	一〇	一七	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
				〃	九	一〇	法務省刑事局参事官に充てることを解く	
				〃	五	一二	民事行政審議会幹事の併任を解除する	
				六三	三〇	一一	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事に任命する	
				六四	二四	一二	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会幹事を免ずる	
				二八	二	一一	東京区検察庁検事に併任する	
				二	二	一一	東京区検察庁検事の併任を解除する	
				二	一	一一	法制審議会幹事に併任する	
				一一	一一	一一	平成二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	

古 田 佑 紀

年 月 日	事 項	法 務 省	法 務 省		
			年	月	日
平成 三 一 四	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする 平成三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				
四 一	東京高等検察庁検事に配置換する				
二 二	法務省刑事局青少年課長に充てる				
二 〇	法制審議会幹事の併任を解除する				
四 一 六	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する 併任の期間は平成四年一二月三一日までとする				
二 六	国際連合犯罪防止刑事司法委員会日本代表を委嘱する				
四 一 三	オーストリアへ出張を命ずる 出張期間は平成四年四月一九日から同年五月二日までとする				
五 一 四	外務事務官（国際連合局）に併任する (期間は平成四年五月二日までとする)				
一 九	平成五年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				
四 五	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする 法務大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる オーストリア、フランス、イスラエル及びアメリカ合衆国へ出張を命ずる	法 務 省	外 務 省	法 務 省	外 務 省

5 丁

古田佑紀

年 月 日 事 項 庁

省名

法務省

出張期間は平成五年四月一〇日から同年五月三日までとする

平成五四年一〇日

外務省

(期間は平成五年四月二四日までとする)

平成五年四月一五日

法務省

法制審議会少年法部会委員に併任する

法制審議会幹事に併任する

法務省

平成六年一月一四日

平成六年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する  
併任の期間は平成六年一二月三一日までとする

〃

平成六年四月一九日

オーストリアへ出張を命ずる

〃

出張期間は平成六年四月二四日から同年五月八日までとする

〃

平成六年一月一六日

平成六年度司法試験(第二次試験) 考査委員の併任を解除する

〃

平成六年一月二〇日

第一三二回国会政府委員を命ずる

内閣

平成六年一月一五日

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

平成六年一月一四日

法制審議会幹事に併任する

法務省

平成六年一月二二日

第九回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を命ずる

内閣

平成六年一月二二日

エジプトへ出張を命ずる

法務省

6丁

7 丁		法 務 省		年	月	日	事 項	古 田 佑 紀
				平成	七	五	外 務 省	内 閣
	"	"	"	二二	一	二	第九回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を免ずる オーストリアへ出張を命ずる	
	五	"	"	二三	一	三	出張期間は平成七年五月二八日から同年六月一一日までとする 外務事務官（総合外交政策局）に併任する (期間は平成七年六月九日までとする)	法 務 省
五	"	"	"	三〇	一	一〇	最高検察庁検事に配置換する 法務大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる	外 務 省
一〇	"	"	"	一	一	三二	フランスへ出張を命ずる 出張期間は平成八年二月五日から同月一一日までとする 外務事務官（経済局）に併任する (期間は平成八年二月一日までとする)	外 務 省
一〇	"	"	"	二	五	八	フランス、オーストリアへ出張を命ずる 出張期間は平成八年四月八日から同月一四日までとする 外務事務官（総合外交政策局）に併任する (期間は平成八年四月一四日までとする)	外 勿 省
出張期間は平成八年五月一九日から同年六月二日までとする	法 務 省	外 勿 省	法 務 省	法 務 省	外 勿 省	外 勿 省	法 務 省	内 閣

8. 丁	法務省						年 月 日	事項	序名
	平成八 九	五 四	一九 一五	外務事務官（総合外交政策局）に併任する (期間は平成八年六月二日までとする)	法務審議会刑事法部会委員に併任する 法務審議会少年法部会委員に併任する	外務省			
六	一〇	一 九	二六	外務事務官（総合外交政策局）に併任する (期間は平成九年五月一二日までとする)	外務省	法務省	二五	平成九年四月二三日付け出張命令変更 オーストリアへ出張を命ずる	外務省
一八	四	一 九	二九	第一四二回国会政府委員を命ずる 第一四二回国会政府委員を命ずる	内閣	法務省	一一	出張期間は平成一〇年四月一九日から同年五月三日までとする イタリアへ出張を命ずる	法務省
	一七							出張期間は平成一〇年六月二〇日から同月二七日までとする	

古田佑紀

法務省				年	月	日	事項	古田佑紀
9	丁			平成一〇	七	一七	宇都宮地方検察庁検事正に配置換する	法務省
				"	"	二四	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	
							法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	
							法制審議会幹事の併任を解除する	
				一一	九	二〇	最高検察庁検事に配置換する	"
				"	一二	二二	法務省刑事局長に充てる	"
							検察官特別考試審査会委員に併任する	
							副検事選考審査会委員に併任する	
							法制審議会刑事法部会委員に併任する	
							法制審議会幹事に併任する	
				一二	二	一六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	
				"	一二	一八	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	
				"	一	一九	自然環境保全審議会幹事に任命する	
				"	一	五	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員に任命する	
							平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会幹事及び部会委員の併任は終了した	
							平成一三年一月五日限りをもつて検察官特別考試審査会委員の併任は終了した	

古 田 佑 紀

年 月 日 事 項 序 名

法務省									
年	月	日	事	項	序	名			
平成一三年	一月	五日	限りをもつて副検事選考審査会委員の併任は終了した						
平成一三	一	一一	平成一三年一月五日限りをもつて自然環境保全審議会幹事の併任は終了した						
平成一四	二	一六	法制審議会幹事に併任する	法務省					
平成一四	二	一六	法制審議会臨時委員に併任する	法務省					
平成一四	二	一六	法制審議会臨時委員の併任を解除する	法務省					
平成一四	二	一六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所					
平成一四	二	一六	大韓民国へ出張を命ずる	最高裁判所					
平成一四	二	一六	出張期間は平成一四年四月七日から同月八日までとする	最高裁判所					
平成一四	二	一六	最高検察庁刑事部長を命ずる	最高裁判所					
平成一四	二	一六	法務省刑事局長に充てることを解く	最高裁判所					
平成一四	二	一六	検察官特別任用審査会試験委員（検察官特別考試のための試験担当）に併任する	最高裁判所					
平成一四	二	一六	併任の期間は平成一四年一一月三〇日までとする	最高裁判所					
平成一四	二	一六	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最高裁判所					
平成一四	二	一六	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所					
平成一四	二	一六	法制審議会幹事の併任を解除する	最高裁判所					
法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

10 丁

11 丁

法務省			年	月	日	事項	古田佑紀
平成一四	九	一七	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			最高裁判所	
〃	一二	一一	ドイツへ出張を命ずる			法務省	
			出張期間は平成一四年一二月一四日から同月一九日までとする				
	一五	五	オーストリアへ出張を命ずる				
		六	出張期間は平成一五年五月一一日から同月一八日までとする				
				〃			